

不利益処分

処分名	保険給付の給付制限
根拠法令	国民健康保険法第 59 条，第 60 条，第 61 条，第 62 条及び第 63 条
所管課	国保年金課（名瀬） 市民福祉課（住用） 市民課（笠利）

1 処分基準

(1) 処分の内容

療養の給付，入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，特別療養費，訪問看護療養費，移送費の支給の全部又は一部の停止

(2) 処分の要件

以下の要件のいずれかに該当するとき。

- ア 被保険者若しくは被保険者であった者が少年院その他これに準ずる施設に収容された場合
- イ 被保険者若しくは被保険者であった者が刑事施設，労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合
- ウ 被保険者が故意に行った犯罪行為により，疾病にかかり又は負傷した場合
- エ 被保険者が故意に疾病にかかり又は負傷した場合
- オ 被保険者が闘争，泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり又は負傷した場合
- カ 被保険者若しくは被保険者であった者が療養に関する指示に従わず，療養の効果を減殺させ，給付費の増加により不当に他の被保険者の負担を加重した場合

キ 被保険者若しくは被保険者であった者が必要な書類の提出の求めに応じず，又は答弁若しくは受診を拒み，給付費の増加により不当に他の被保険者の負担を加重した場合